

# 『指定居宅介護サービス』

## 重要事項説明書

短期入所生活介護【介護予防】

通所介護 【介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)】

訪問介護 【介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業)】

(群馬県指定 第1072400060号)

・当事業所はご利用者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護・通所介護・訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

・当居宅サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。また、要介護認定を受けていない方でも市町村と契約いただいた方は、介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業・第1号訪問事業)サービスとして利用は可能です。

### 目次

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 1. 事業者                    | P 2     |
| 2. 事業所の概要                 | P 2     |
| 3. 当事業所が提供するサービスと利用料金     | P 2～3   |
| 4. 短期入所生活介護               | P 3～5   |
| 5. 通所介護                   | P 5～6   |
| 6. 訪問介護                   | P 6～7   |
| 7. 苦情の受付及び緊急時の受付          | P 7～8   |
| 8. 虐待防止、身体拘束等禁止、ハラスメント対策  | P 8     |
| 9. 感染予防、業務継続計画、事故対応、緊急時対応 | P 8～9   |
| 10. 第三者評価の実施              | P 9     |
| 11. 居宅サービス利用料金表           | P 10～16 |
| 12. 重要事項説明確認書             | P 17    |

## 1. 事業者

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 あらふね会        |
| (2) 所在地   | 群馬県甘楽郡南牧村大字大日向926番地 |
| (3) 電話番号  | 0274-87-2100        |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 西澤 友明           |
| (5) 設立年月日 | 平成6年7月14日           |

## 2. 事業所の概要

- |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | ① 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所<br>② 指定 通所介護事業所<br>【介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)】<br>③ 指定 訪問介護事業所<br>【介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業)】<br>平成12年1月4日指定<br>※当事業所は特別養護老人ホームさわやかホームに併設されています。                                                                                                                      |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定短期入所生活介護サービス及び通所介護サービス、訪問介護サービス、介護予防・日常生活総合事業を提供します。                                                                                                                                                                   |
| (3) 施設の名称  | さわやかホーム                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (4) 施設の所在地 | 群馬県甘楽郡南牧村大字大日向926番地                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (5) 電話番号   | 0274-87-2100                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (6) 管理者氏名  | 石井 浩二                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (7) 運営方針   | ご利用者が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の生活に総合的に関わり、利用者個々の生活障害に応じて援助し、且つ個々の意思を尊重し、あたたかでゆったりとした生活ができるよう環境を整え、指定居宅サービスを提供します。                                                                                                                                                        |
| (8) 開設年月   | ①短期入所生活介護 平成7年6月<br>②通所介護 平成7年6月<br>③訪問介護 平成7年6月                                                                                                                                                                                                                                          |
| (9) 営業日時等  | 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分<br>(土・日曜日は、緊急の場合のみ受付)<br>①短期入所生活介護（定員10名）・営業日 年中無休<br>サービス提供時間 24時間<br>②通所介護(定員35名)・営業日 月曜日～土曜日（12/30～1/3を除く）<br>サービス提供時間 (2～10月) 9時20分～16時30分<br>(11月) 9時30分～16時00分<br>(12～1月) 9時30分～15時45分<br>③訪問介護・営業日 月曜日～金曜日（12/30～1/3を除く）<br>サービス提供時間 原則 営業日の8時30分～17時30分 |

## 3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスについて次の2つのケースが考えられます。

☆当事業所が提供するサービスについて、

①利用料が介護保険から給付される場合 ②利用料をご契約者が全額負担する場合 があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

#### 【サービス利用料金】

別紙1の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事及び居住に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度等に応じて異なります。)

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者又はご契約者の負担となります。

### 【サービスの概要と利用料金】

#### ○ 各サービス共通

##### ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス

☆介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者又はご契約者の負担となります。

#### 【要介護度支給限度額表】

| 介護度  | 支給限度単位 (月) | 支給限度額 (円) |
|------|------------|-----------|
| 要支援1 | 5,032      | 50,320    |
| 要支援2 | 10,531     | 105,310   |
| 要介護1 | 16,765     | 167,650   |
| 要介護2 | 19,705     | 197,050   |
| 要介護3 | 27,048     | 270,480   |
| 要介護4 | 30,938     | 309,380   |
| 要介護5 | 36,217     | 362,170   |

##### ② 通常の事業実施区域 (南牧村) 外への交通費

☆通常の事業実施区域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はサービス提供に際し、要した交通費として、実費を頂きます。

##### ③ 複写物の交付

☆ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費を負担して頂きます。

#### ○ 短期入所生活介護及び通所介護・第1号通所事業共通

##### ① 特別な食事の提供に要する費用・要した費用の実費を頂きます。

##### ② ご希望によりレクリエーション、クラブ活動費・要した費用の実費を頂きます。

##### ③ 日常生活上必要となる諸費用実費・要した費用の実費を頂きます。

#### ○ 短期入所生活介護

##### ① 居住 (滞在費) に要する費用 (光熱水費及び室料 (建物設備等の原価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料を、ご負担して頂きます。

##### ② 理容サービス

ご利用者が短期入所生活介護を利用期間中に、施設サービスの理容組合による理髪サービスが提供された場合に限り、ご利用いただけます。 ☆利用料金：1回あたり2,200円

## (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第9条参照)

前記 (1) (2) の料金・費用は、下記指定金融機関と契約いただき、利用した翌月15日に指定の金融機関口座から自動引き落としの方法でお支払いいただきます。

|           |          |             |
|-----------|----------|-------------|
| 指定金融機関の名称 | 群馬県信用組合  | 南牧支店・下仁田支店他 |
|           | しのめ信用金庫  | 南牧支店・下仁田支店他 |
|           | J A 甘楽富岡 | 下仁田支所他      |
|           | ゆうちょ銀行   | 磐戸郵便局他      |

## (4) 利用の中止、変更、追加

##### ① 利用予定日の前にご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。サービスの実施の前日までに申し出て下さい。

##### ② 当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料の10%を頂く場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

## 4. 短期入所生活介護

### (1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個別など他の種類の利用をご希望される場合はその旨申し出下さい。  
(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望にそえない場合もあります。)

| 居室・設備の種類 | 室数  | 居室名及び備考                                                         |
|----------|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 1人部屋     | 4室  | 「あやめ」「すみれ」「ぼたん」「つつじ」                                            |
| 2人部屋     | 7室  | 「もくれん」「なでしこ」「りんどう」「ふじ」<br>「やまゆり」「すいせん」「さざんか」                    |
| 3人部屋     | 2室  | 「あさがお」「やまぶき」                                                    |
| 4人部屋     | 9室  | 「すずらん」「ひまわり」「あじさい」「こすもす」<br>「あざみ」「ききょう」「さるびあ」「ひなげし」<br>「ふくじゅそう」 |
| 合計       | 22室 |                                                                 |
| 食堂・機能訓練室 | 2室  | [主な設置機器]<br>歩行訓練用平行棒・交互牽引滑車運動器・<br>姿勢矯正鏡等                       |
| 浴室       | 2室  | 一般浴室・機械浴室                                                       |
| 医務室      | 1室  |                                                                 |

★上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたっては、ご利用者又はご契約者にご負担いただく費用はありません。  
☆居室の変更は、ご利用者又はご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご利用者やご契約者等と協議の上決定するものとします。

## (2) 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅サービスを提供する職員として、特別養護老人ホームの従事者と兼務するものとし、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種     | 短期入所生活介護 |
|---------|----------|
|         | 実人員      |
| 管理者     | 1名       |
| 事務員     | 1名以上     |
| 生活相談員   | 1名以上     |
| 介護職員    | 18名以上    |
| 看護職員    | 2名以上     |
| 機能訓練指導員 | 1名以上（兼務） |
| 管理栄養士   | 1名以上     |
| 調理員     | 4名以上     |

〈主な職員の勤務体制〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種         | 短期入所生活介護                          |
|-------------|-----------------------------------|
| 介護職員        | 標準的な時間帯における最低配置人員 早勤 7:00 ~ 16:00 |
|             | 日勤 9:30 ~ 18:30                   |
|             | 夜勤 16:30 ~ 9:30                   |
| 生活相談員及び看護職員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8:30 ~ 17:30 |
| 機能訓練指導員     | 標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8:30 ~ 17:30 |

## (3) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照下さい。）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割）が介護保険から給付されます。

## 《サービスの概要》

### ①食事

☆当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

☆ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:45～

### ②入浴

☆入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

### ③排泄

☆ご利用者の排泄の介助を行います。

### ④機能訓練

☆機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑤健康管理

☆看護職員が、健康管理を行います。

### ⑥その他自立への支援

☆寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

☆生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

☆清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## 5. 通所介護

### (1) 部屋等の概要

当事業所では以下の部屋・設備をご用意しています。

| 部屋・設備の種類 | 室数 | 居室名及び備考                               |
|----------|----|---------------------------------------|
| 食堂・機能訓練室 | 1室 | [主な設置機器]<br>歩行訓練用平行棒・交互牽引滑車運動器・姿勢矯正鏡等 |
| 浴室       | 1室 | 一般浴室・機械浴室                             |
| 静養室      | 1室 |                                       |

★上記は、厚生省が定める基準により、指定通所介護に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたっては、ご利用者又はご契約者にご負担いただく費用はありません。

### (2) 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種     | 通所介護 |
|---------|------|
|         | 実人員  |
| 管理者     | 1名   |
| 生活相談員   | 2名以上 |
| 看護職員    | 2名以上 |
| 介護職員    | 6名以上 |
| 機能訓練指導員 | 2名以上 |
| 調理員     | 2名以上 |

### (3) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照下さい。）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割）が介護保険から給付されます。

## 《サービスの概要》

### ①食事

☆当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 昼食 12:00～ おやつ 15:00～

②入浴

☆入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

☆ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

☆機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

☆看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

☆清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## 6. 訪問介護

### (1) 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種       | 訪問介護          |    |
|-----------|---------------|----|
|           | 実人員           |    |
| 管理者       | (常勤兼務)        | 1名 |
| サービス提供責任者 |               | 1名 |
| 訪問介護員     | (常勤1名、常勤兼務1名) | 2名 |

### (2) 訪問介護（第1号訪問事業及び福祉有償運送事業含む）の利用に関する留意事項

① サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。

② 訪問介護員の交替

ア. ご利用者、ご契約者から交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者又はご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

イ. 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、ご利用者又はご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

③ サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービス利用にあたり、ご利用者又はご契約者は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者には依頼することはできません。

イ. 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご利用者又はご契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

⑤ 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- |                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①医療行為又は医療補助行為<br>②ご利用者又はご契約者等からの高価な品物の授受<br>③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供<br>④飲酒及びご利用者又はご契約者等の同意無に行う喫煙<br>⑤ご利用者又はご契約者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動<br>⑥その他ご利用者又はご契約者等に行う迷惑行為 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (3) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照下さい。）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割）が介護保険から給付されます。

- ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事、通院の付き添いなどの介助を行います。）
  - ・入浴介助      ・清拭・洗髪・入浴の介助を行います。
  - ・排泄介助      ・排泄の介助、おむつ交換などを行います。
  - ・食事介助      ・食事の介助を行います。
  - ・通院介助      ・通院の介助を行います。
- ② 生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
  - ・調理援助      ・ご利用者の食事の用意を行います。（ご家族の調理は行いません。）
  - ・洗濯援助      ・ご利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族の洗濯は行いません。）
  - ・掃除援助      ・ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。  
（ご家族の部屋及び庭の草むしり、大掃除等を行いません。）
  - ・買い物      ・ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

### (4) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、介護保険の給付対象外サービスとなります。

- ①福祉有償運送事業（1人では公共交通機関を利用することが困難な要介護者のために、法人の自家用自動車を使って当訪問介護員が行う個別運送サービスです。）

#### ア. 利用対象者

介護認定を受けている方で、さわやかホームの指定居宅介護サービスを利用している方のうち、要支援1以上で施設長が認めた方です。

#### イ. 移送の範囲

富岡市内までです。

#### ウ. 利用料（別紙1、3-3のとおり）

利用料は、利用月単位での翌月一括払いでお願いします。

## 7. 苦情の受付（契約書第27条参照）及び緊急時の受付について

### (1) 当事業所のご利用者からの苦情や相談及び緊急の場合の受付について

- ① 苦情や相談受付      電話：0274-87-2100      FAX 0274-87-2188
  - ・苦情解決責任者      [管理者] 石井浩二
  - ・苦情受付担当者      [相談員] 五十嵐春美、小金澤明子      （以上、居宅介護支援事業所）  
[通所介護] 神戸 覚      [訪問介護] 石井恵美      [短期入所] 白石喜久代
  - ・内 容      ①当事業所へサービスに対して苦情がある場合      ②その他の相談又は苦情等
- ③ 緊急時の受付      電話：0274-87-2100      FAX 0274-87-2188
  - ・対応可能な時間帯      ～原則、電話等により24時間常時連絡が可能です。状況によって、施設から各担当ケアマネジャーへ連絡を入れ、対応します。

### (2) 行政機関へご利用者からの相談又は苦情等の連絡先

|                       |                                                  |
|-----------------------|--------------------------------------------------|
| 南牧村役場<br>保健福祉課介護保険係   | 住所：甘楽郡南牧村大字大日向1098番地<br>電話：0274-87-2011          |
| 群馬県<br>国民健康保険団体連合会    | 住所：前橋市元総社町335-8      市町村会館2F<br>電話：0274-290-1376 |
| 佐久市役所<br>高齢者福祉課高齢者支援係 | 住所：佐久市中込3056番地<br>電話：0267-62-2111                |

|                    |                                         |
|--------------------|-----------------------------------------|
| 長野県<br>国民健康保険団体連合会 | 住所：長野市大字西長野加茂北 143-8<br>電話：026-238-1550 |
|--------------------|-----------------------------------------|

## 8. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。  
また、これらの措置を適切に実施するため、専任の担当者を置きます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（年2回以上）に開催するとともに、その結果について従事者に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施する。

## 9. 身体拘束等の原則禁止に関する事項

事業所は、指定居宅サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。
- 3 併設短期入所生活介護事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとします。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知する。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

## 10. ハラスメント対策に関する事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

### 11. 感染予防及びまん延防止に関する事項

事業所は、事業所において感染症（及び食中毒）が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置等を講じるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、6月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上、実施する。

### 12. 業務継続計画の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。

- 2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。
- 3 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとします。

### **1 3. 事故発生時の対応**

万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

### **1 4. 緊急時における対応**

サービスの提供により利用者の急変、その他緊急な事態が生じたときは、速やかに協力病院及び嘱託医、家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

### **1 5. 第三者評価の実施状況について （実施していません。）**

# 別紙 1 居宅サービス利用料表（令和 7 年 4 月 1 日より）

## 【サービス利用料】

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額と食事及び滞在費に係わる自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。  
（注意：介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担額になります。）

## 1 （介護予防）短期入所生活介護

### ① サービス費

（単価：1 日あたり）

|                           |     | 要支援 1         | 要支援 2         | 要介護 1            | 要介護 2            | 要介護 3           | 要介護 4 | 要介護 5 |
|---------------------------|-----|---------------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-------|-------|
| 1. サービス利用料                |     | 4,510         | 5,610         | 6,030            | 6,720            | 7,450           | 8,150 | 8,840 |
| 2. うち介護保険から給<br>付される金額    |     | 4,059         | 5,049         | 5,427            | 6,048            | 6,705           | 7,335 | 7,956 |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担（1-2） |     | 451           | 561           | 603              | 672              | 745             | 815   | 884   |
| 4.食事に係る負担額                |     | 第 1 段階<br>300 | 第 2 段階<br>600 | 第 3 段階<br>①1,000 | 第 3 段階<br>②1,300 | 第 4 段階<br>1,590 |       |       |
| 5.居室に係る<br>自己負担額          | 個 室 | 第 1 段階<br>380 | 第 2 段階<br>480 | 第 3 段階<br>880    |                  | 第 4 段階<br>1,231 |       |       |
|                           | 多床室 | 第 1 段階<br>0   | 第 2 段階<br>430 | 第 3 段階<br>430    |                  | 第 4 段階<br>915   |       |       |
| 6.自己負担額 合計                |     | ( 3 + 4 + 5 ) |               |                  |                  |                 |       |       |

注：介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担額になる。

| 介護保険負担限度額認定者                 |                         |                          | 食事    | 居室    |     |
|------------------------------|-------------------------|--------------------------|-------|-------|-----|
|                              |                         |                          |       | 個 室   | 多床室 |
| 世帯全員が<br>市町村民税<br>非課税の方<br>で | 第 1 段階とは                | 生活保護及び老齢福祉年金の受給者の方       | 300   | 380   | 0   |
|                              | 第 2 段階とは                | 年金収入等※が 80 万円以下の方        | 600   | 480   | 430 |
|                              | 第 3 段階①とは               | 年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の方 | 1,000 | 880   | 430 |
|                              | 第 3 段階②とは               | 年金収入等が 120 万円超の方         | 1,300 |       |     |
| 上記以外の<br>課税世帯                | 第 4 段階とは、上記以外の補足給付対象外の方 |                          | 1,590 | 1,231 | 915 |

※：公的年金等収入金額（非課税年金を含む。）＋その他の合計所得金額

注：上記の段階の方の預貯金額上限

|                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| 第 2 段階：年金収入等が 80 万円以下          | 単身 650 万円、夫婦 1,650 万円 |
| 第 3 段階①：年金収入等が 80 万円超 120 万円以下 | 単身 550 万円、夫婦 1,550 万円 |
| 第 3 段階②：年金収入等が 120 万円超         | 単身 500 万円、夫婦 1,500 万円 |

※ 食事 1 食ごとの料金（上記、対象外の方の場合）

| 料金の種類       | 金額                                               | 備考                                         |
|-------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 食事の提供に要する費用 | 朝食 450円/回<br>昼食 600円/回<br>夕食 540円/回<br>1,590円/1日 | 入退所時間及び受診・外出等で不在となる場合等を確認し、原則、提供した食事分のみ徴収。 |

② その他の費用

| 料金の種類          | 金額                    | 備考 |
|----------------|-----------------------|----|
| 特別な食事の費用       | 実費                    |    |
| 理容代            | 2,200円/回              |    |
| レクリエーション、クラブ活動 | 材料代や交通費等、本人が希望した場合の費用 |    |
| その他日常生活品に掛かる費用 | 実費 本人が希望した日常生活品等の購入費用 |    |

③ その他の加算

| 項目                                                    | 単価                       | 備考                                                           |
|-------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1. ①サービス提供体制加算(Ⅰ)<br>②サービス提供体制加算(Ⅱ)<br>③サービス提供体制加算(Ⅲ) | 22 円/日<br>18 円/日<br>6円/日 | 介護福祉士の割合、または勤続 10 年以上の介護福祉士の割合に応じて、いずれかひとつを算定（現在は、22 円/日を算定） |
| 2. 若年性認知症利用者受入加算                                      | 120 円/日                  | 該当者のみ                                                        |
| 3. 緊急短期入所受入加算                                         | 90 円/日                   | 緊急対応の場合 7 日間、やむを得ない事情がある場合 14 日                              |
| 4. 送迎加算                                               | 184 円/回                  | 送迎片道単価                                                       |
| 5. 介護職員等処遇改善新加算(Ⅰ)                                    | 14.0%                    | 算定した総単位数に対して加算                                               |

## 2 -1 通所介護

### ① サービス費

(1 回あたり)

|                    | 時間         | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4   | 要介護5   |
|--------------------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1. サービス利用料         | 3時間以上4時間未満 | 3,700 | 4,230 | 4,790 | 5,330  | 5,880  |
|                    | 4時間以上5時間未満 | 3,880 | 4,440 | 5,020 | 5,600  | 6,170  |
|                    | 5時間以上6時間未満 | 5,700 | 6,730 | 7,770 | 8,800  | 9,840  |
|                    | 6時間以上7時間未満 | 5,840 | 6,890 | 7,960 | 9,010  | 10,080 |
|                    | 7時間以上8時間未満 | 6,580 | 7,770 | 9,000 | 10,230 | 11,480 |
|                    | 8時間以上9時間未満 | 6,690 | 7,910 | 9,150 | 10,410 | 11,680 |
| 2. 介護保険から給付される額    | 3時間以上4時間未満 | 3,330 | 3,807 | 4,311 | 4,797  | 5,292  |
|                    | 4時間以上5時間未満 | 3,492 | 3,996 | 4,518 | 5,040  | 5,553  |
|                    | 5時間以上6時間未満 | 5,130 | 6,057 | 6,993 | 7,920  | 8,856  |
|                    | 6時間以上7時間未満 | 5,256 | 6,201 | 7,164 | 8,109  | 9,072  |
|                    | 7時間以上8時間未満 | 5,922 | 6,993 | 8,100 | 9,207  | 10,332 |
|                    | 8時間以上9時間未満 | 6,021 | 7,119 | 8,235 | 9,369  | 10,512 |
| 3. 利用に係る自己負担金(1-2) | 3時間以上4時間未満 | 370   | 423   | 479   | 533    | 588    |
|                    | 4時間以上5時間未満 | 388   | 444   | 502   | 560    | 617    |
|                    | 5時間以上6時間未満 | 570   | 673   | 777   | 880    | 984    |
|                    | 6時間以上7時間未満 | 584   | 689   | 796   | 901    | 1,008  |
|                    | 7時間以上8時間未満 | 658   | 777   | 900   | 1,023  | 1,148  |
|                    | 8時間以上9時間未満 | 669   | 791   | 915   | 1,041  | 1,168  |

注：介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担額になる。

※ 9時間以上 10 時間未満 50 円加算 / 10 時間以上 11 時間未満 100 円加算

### ② その他の費用

| 料金の種類         | 金額     | 備考                 |
|---------------|--------|--------------------|
| 食事代           | 600円/日 | おやつ含む              |
| 日常生活上必要となる諸費用 | 実費     | 本人が希望した日常生活品等の購入費用 |

### ③ その他の加算・減算

| 項目                                                    | 単価                        | 備考                                                           |
|-------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1. ①サービス提供体制加算(Ⅰ)<br>②サービス提供体制加算(Ⅱ)<br>③サービス提供体制加算(Ⅲ) | 22 円/日<br>18 円/日<br>6 円/日 | 介護福祉士の割合、または勤続 10 年以上の介護福祉士の割合に応じて、いずれかひとつを算定（現在は、22 円/日を算定） |
| 2. 入浴介助加算                                             | 40 円/回                    | 入浴した場合に加算                                                    |
| 3. 送迎減算                                               | 47 円/回                    | 施設で送迎を行わなかった場合（片道）                                           |
| 4. 科学的介護推進体制加算                                        | 40 円/月                    | 利用者ごとの心身等の状況に関する基本情報を厚労省に提出している。                             |
| 5. 介護職員等処遇改善新加算(Ⅰ)                                    | 9.2%                      | 算定した総単位数に対して加算                                               |

## 2-2 第1号通所事業（通所型サービス）

### ① サービス費・加算

（南牧村）

|         | 介護度             | 金 額      | 備 考            |
|---------|-----------------|----------|----------------|
| 基本サービス費 | 要支援1            | 1,798円/月 | ・1月の利用が週1回程度   |
|         | //              | (436円/回) | ・1月の利用回数が3回まで  |
|         | 要支援2            | 3,621円/月 | ・1月の利用が週2回程度   |
|         | //              | (447円/回) | ・1月の利用回数が7回まで  |
| 加算      | サービス提供体制加算(Ⅰ)   |          |                |
|         | 要支援1            | 88円/月    |                |
|         | 要支援2            | 176円/月   |                |
|         | 介護職員等処遇改善新加算(Ⅰ) | 9.2%     | 算定した総単位数に対して加算 |

注：介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担になる。

### ② その他の費用

| 料 金 の 種 類     | 金 額    | 備 考                |
|---------------|--------|--------------------|
| 食 事 代         | 600円/日 | おやつ含む              |
| 日常生活上必要となる諸費用 | 実 費    | 本人が希望した日常生活品等の購入費用 |

### 3-1 訪問介護

#### ① サービス費

(単価：1回あたり)

| 身体介護                       | 30分未満                                         | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上  | 30分増す<br>毎に |
|----------------------------|-----------------------------------------------|----------------|--------|-------------|
| 1. サービス利用料金                | 2,440円                                        | 3,870円         | 5,670円 | 820円        |
| 2. うち介護保険から<br>給付される額      | 2,196円                                        | 3,483円         | 5,103円 | 738円        |
| 3. サービス利用に係<br>る自己負担額(1-2) | 244円                                          | 387円           | 567円   | 82円         |
| 生活援助                       | 45分未満                                         | 45分以上          |        |             |
| 1. サービス利用料金                | 1,790円                                        | 2,220円         |        |             |
| 2. うち介護保険から<br>給付される額      | 1,611円                                        | 2,000円         |        |             |
| 3. サービス利用に係<br>る自己負担額(1-2) | 179円                                          | 220円           |        |             |
| 通院乗降介助                     | 970円(サービス利用に係る自己負担 97円)<br>※ 要支援1以上の方が利用できます。 |                |        |             |

注：介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担額になる。

#### ② その他の加算

| 項目                     | 単価     | 備考                       |
|------------------------|--------|--------------------------|
| 1. 初回加算                | 200円/月 | 初めて訪問サービスを行った月に限り加算      |
| 2. 特定事業所加算(Ⅱ)          | 10.0%  | 経験年数や介護士数/算定した総単位数に対して加算 |
| 3. 特別地域加算              | 15.0%  | 算定した総単位数に対して加算           |
| 4. 介護職員等处遇改善<br>新加算(Ⅰ) | 24.5%  | 算定した総単位数に対して加算           |

### 3-2 第1号訪問事業（訪問型サービス）

#### ① サービス費・加算

|         | 区 分                                           | 金 額              | 備 考                 |
|---------|-----------------------------------------------|------------------|---------------------|
| 基本サービス費 | (1月あたり)                                       |                  |                     |
|         | 介護費（Ⅰ）                                        | 1,176円／月         | ・週1回程度              |
|         | 介護費（Ⅱ）                                        | 2,349円／月         | ・週2回程度              |
|         | 介護費（Ⅲ）                                        | 3,727円／月         | ・週3回程度              |
|         | (1回あたり)                                       |                  |                     |
|         | ア、基本的な内容のサービス                                 | 287円／回           |                     |
|         | イ、生活援助が中心である場合<br>・20～45分の生活援助<br>・45分以上の生活援助 | 179円／回<br>220円／回 |                     |
|         | ウ、短時間の身体介護                                    | 163円／回           |                     |
| 加算      | 初回加算                                          | 200円／月           | 初めて訪問サービスを行った月に限り加算 |
|         | 特別地域加算                                        | 15%              | 算定した総単位数に対して加算      |
|         | 介護職員等処遇改善新加算（Ⅰ）                               | 24.5%            | 算定した総単位数に対して加算      |

注：介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担額になる。

### 3 - 3 福祉有償運送事業

#### ● 福祉有償運送事業の対価

- ・初乗り1 kmまで150円、以降 1 km ごとに150円加算

利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出。

- ・迎車時 0円

利用の依頼を受けて、利用会員宅まで迎えに行く際の料金。

- ・待機料 0円

利用会員の都合により車両を待機させた場合の料金。

- ・対象者

要支援者1以上の方（当居宅サービスを利用されている方）。

- ・福祉車両利用料 0円

#### 【運送料金表】

| 乗車距離          | 対 価    | 乗車距離           | 対 価    |
|---------------|--------|----------------|--------|
| 0km ～ 1km     | 150円   | 10km を超え ～11km | 1,650円 |
| 1km を超え ～ 2km | 300円   | 11km を超え ～12km | 1,800円 |
| 2km を超え ～ 3km | 450円   | 12km を超え ～13km | 1,950円 |
| 3km を超え ～ 4km | 600円   | 13km を超え ～14km | 2,100円 |
| 4km を超え ～ 5km | 750円   | 14km を超え ～15km | 2,250円 |
| 5km を超え ～ 6km | 900円   | 15km を超え ～16km | 2,400円 |
| 6km を超え ～ 7km | 1,050円 | 16km を超え ～17km | 2,550円 |
| 7km を超え ～ 8km | 1,200円 | 17km を超え ～18km | 2,700円 |
| 8km を超え ～ 9km | 1,350円 | 18km を超え ～19km | 2,850円 |
| 9km を超え ～10km | 1,500円 | 19km を超え ～20km | 3,000円 |

# 重要事項説明確認書

## 【指定居宅介護サービス】

【介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業、第1号訪問事業）】

令和 年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行い、本書2通を作成し、利用者（契約者）様、事業者が記名捺印の上、各1通を保管します。

事業者 甘楽郡南牧村大字大日向926番地

社会福祉法人あらふね会

理事長 西澤 友明 ⑩

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

令和 年 月 日

事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始について同意し、受領しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(代筆者氏名 続柄 )

契約者住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(代筆者氏名 続柄 )